

韓国憲法第29条生涯教育条項の制定過程と意義

尹 秀 一

(韓国放送通信大学)

はじめに

現下の教育改革論議では生涯教育理念の具現化が強調され、様々な構想が政策論議の俎上にあげられている。日本では臨時教育審議会が「生涯学習体系への移行」を提起している。韓国においても教育改革審議会が設置され、教育を全面的に見直し多くの提言を行っている。その最終報告書の10大教育改革に、「全ての国民が学習する社会のために生涯教育体制を確立すること」⁽¹⁾が盛り込まれている。今後、生涯教育政策の展開に伴い、その法的根拠となる関連法規の検討が要請されることは論をまたないであろう。先の改革論議では生涯教育を保障する法的制度の整備、確立に関する具体的な提言は充分になされているとはいえないのではないだろうか。

周知のように韓国では1980年、各国に先駆けて国の最高法規である憲法に生涯教育条項を設けている。解放後の韓国教育は法体系からみると、憲法への生涯教育の明文化を境として大きく二つに画して捉えられる。前期は主に学校教育に関して規定した教育法(1949年制定)のみを基礎にした「学校教育」の時代であり、後期は改憲後、社会教育法と幼児教育振興法の制定(ともに1982年)による「生涯教育」の時代と形容できる。韓国の教育制度研究は、憲法への生涯教育条項の設定を転換期とする立場から明らかにされなければならないと考える。

本稿は、憲法に生涯教育条項が盛り込まれた経緯を詳しくあつづけるとともに、憲法の教育条項の意義を検討することを課題としている。改憲の経緯については、憲法改正審議委員会で生涯教育の規定を提案された金昇漢委員の貴重な資料⁽³⁾があり、これをもとに考察する。また改憲の理念および教育条項の解釈を中心に憲法における生涯教育保障の意義を考察する。本稿での憲法に関する検討は、韓

国における教育法規を「教育を受ける権利」の保障という観点から全体像を描き、法制化への課題の一端を明らかにするとともに、生涯教育を保障する法的制度のモデルの提示を試みるための一作業として位置づけられるものである。

1. 憲法29条「生涯教育条項」の規定

韓国では解放後制定された憲法は今日までの間に合わせて9次の改正が行われており、その頻繁さに驚かされる。これまでの改憲の多くは主として執権者が政権の延長を図ることを目的としていたといわれている⁽⁴⁾。

憲法の生涯教育条項が設定されたのは第8次の改憲時である。まず、改憲の手続きを整理しよう。朴大統領の逝去後、1980年1月、政府は改憲を大統領発議により国民投票で決定するという手順を公表した。国会に憲法改正特別委員会が設置されるとともに、政府側の独自の改憲案を作成するために、3月に憲法改正審議委員会を大統領直屬下に設置し本格的な改憲の作業に着手した。9月8日までに、11回の審議委員会本会議、27回の要綱作成委員会、3回の試案作成委員会が開催されている。審議会で議決された憲法改正案（前文および10章、131条）は9月29日、全斗煥大統領の名で政府改憲案として公示され、国民投票に付された後に1980年12月27日付けで公布施行された（第5共和国憲法、前文と本文10章131条および付則10条で構成）。

一連の改憲審議において生涯教育の条項はどのような論議をよんだのだろうか。その具体的な経緯をあとづけてみよう。

(1) 「憲法研究班」報告書

政府は憲法改正審議委員会での本格的な作業の開始に先立ち、1月20日から法制処内に30名で構成する「憲法研究班」⁽⁵⁾を設置している。研究班は憲法改正案作成における基礎資料として活用するために、項目別に論議をよぶ可能性があるものを整理し、採択される場合に予想される長所短所および補完策を分析することを任務としていた。3月に提出された憲法研究班の最終報告書を検討してみよう。教育条項に関しては基本権などを研究課題とする第3分科委員会でとりあげられ、「5. 教育を受ける権利」とし論議をよぶであろう事項として、①「教育自治制」明文化の是非、②「教員の地位優遇規定」の新設の是非、③義務教育の拡大の3点をあげている。①については、「特色ある教育自治が実現されえず、画一的な統制下で教育を行ってきた。実現には教育財政の確保が先決問題」であり、明文化には慎重な考慮が必要と消極的な論調となっている。また、②については賛否両論を簡単に紹介するにとどめている。その一方で、③義務教育の拡大に関しては

各界の意見などを多くの紙幅をさいて論じており、改憲の中心的な検討の対象であることを窺わせる。生涯教育の理念と関わって義務教育の延長がどのように論じられているのだろうか。

報告書は、「経済成長と国力の伸長により、国民の教育をさらに徹底して保障するために義務教育の年限を9年（中学校）まで高めなければならないという論議が活発になっている⁽⁷⁾」と状況分析している。そして、義務教育の延長に関する賛否を次のように整理している。

「国民の教育を受ける権利をより実効性あるように保障して、全国民の教育水準を向上させるためには最小限、中学校までは義務教育を実施する必要がある、いずれにせよ80年代半までに義務教育を9年まで延長するのであれば、今回の改憲でこれを規定するのが正当である⁽⁸⁾」（賛成意見）

「教育施設と財政の不足でまだ一部の国民学校では詰め込み教室、二部制学習を免れえない実情の現在では憲法に規定したといっても実効性が疑問視される⁽⁹⁾」（反対意見）

賛否とも義務教育の延長に関しては一致しており、ただ教育財政の問題から実効性をめぐって意見が分かれているだけである。前者は教育を受ける権利を掲げているものの、それは学校教育における保障にとどまっている。憲法研究班は最終的に、「義務教育を延長しようという論議が活発になっており、それが正しいものであるかは教育制度と直接に関連があり、教育税制など諸般の対策とともに検討・決定されなければならない」という検討課題をまとめている。また、各界の意見として、政党（共和党、新民党）は現行通りを、さらに大韓弁護士協会の改憲案も「全ての国民はその保護する子どもに法律が定める義務教育を受けさせる義務を負っており、義務教育の範囲を法律に委任する⁰⁰」とのみ規定している。

一方、国会の憲法改正特別委員会においても、初期にはもっぱら義務教育の延長に関心を向けており生涯教育の規定に関しては論議の跡がみられない。これは前述した報告書にもあるように、教育条項に関しては現行どおりで可とする各政党の意思の反映であり、次の行間からもそれは読み取れよう。

「憲法27条2項の義務教育条項での教育の現実とその重要性に応じ、義務教育は中等学校まで拡大実施するように規定することが正しいという意見があり、文教部長官から意見と現状を聴取して真摯な論議をしてきたが・・・（中略）憲法に明文化されていないといっても国家財政が許容すればいつでも実施することができるのであり、これを明示しないようにし、ただ従来疎かに扱ってきた心身障害者に対する特殊教育を無償で実施するよう明文化し・・・」（同委員会基本権小

委員会の教育条項に関する報告)

憲法研究班の報告書や国会改憲特委などにおける教育条項に関する改憲論議から共通していえることは、①義務教育の延長を明文化するか否かが焦眉の検討問題であり、教育制度全般を視野におさめた改憲論議とは言い難い(注(5)参照)、②「教育を受ける権利」の論議はその範囲に限られたものであり、この段階では新たな基本権の拡張・保障——生涯教育理念の条文化への関心は寄せられていない、③義務教育の延長は教育財政の問題から実現が困難であり、韓国における教育制度発展には教育財政が阻害要因となっていること、などである。

(2) 憲法改革審議委員会の改憲案

憲法改革審議委員会(以下、審議会)は各界代表67名で構成され、この中には教育関係者の代表も含まれている。審議会委員でその要綱作成小委員会のメンバーともなり、生涯教育条項明文化の必要性を繰り返し主張した金昇漢委員はこの間の経緯を論文としてまとめている。⁽³⁾

以下、金論文に依りながら、生涯教育条項形成の一端を辿ってみたい。

審議会第4次会議(1980.4.18)の席上、金委員は国民の教育を受ける権利と教育制度に関して従前の教育条項を必要性を唱えた。まず、「生涯教育の概念を国民の教育を受ける権利として必ずのせよう、教育自治のために財政を確立する条項をのせよう、上級学校に進学できない青少年に対して無償の職業教育制度を設けよう」⁽¹²⁾といった改憲に対する教育関係者の期待を代弁している。これらのなかで改憲にあたり少なくとも次の5項目だけは必ず採択されねばならないと主張した。

- ① 国民の教育を受ける権利として少なくとも9年以上の学校教育と、また法律が定めるところの生涯教育を受ける権利を国民が有するものとする。
- ② 法律が定めるところの正規の教育機関とは別個に特定の修業年限と教育課程を実施する特殊な教育機関を設置する権利を私人や法人にも与え、英才教育を国家が積極的に奨励する。
- ③ 過熱した上級学校への進学熱を冷やし各級学校教育の正常化を保障するための制度的な装置として、職業選択の自由の概念のもとで単に学歴の高低による賃金上の差別を受けない保障をすることが必要である。
- ④ 教育財政の安定的な確保を保障する
- ⑤ 在外国民の教育に対する国家の責任を明記する⁽¹³⁾

これら項目の文脈から当時の韓国における教育制度の課題の一端が読み取れよう。すなわち、学校教育(義務教育)の年限延長、学校外教育の保障、私学教育の振興、学歴主義の是正、教育財政の不足の制度的解消、在外国民の教育保障……

などである。その詳細な検討はさておき、学歴主義を背景に教育財政の不足という悪条件の下で学校教育に偏重し硬直した韓国の教育制度が浮かび上がってくる。金委員は5項目の中で「とくに生涯教育制度を学校教育制度とともに教育制度の切り離すことのできない二つの支柱と成さねばならない必要性について、委員各位が深い検討を行うようお願い⁹⁰」と述べて審議会における生涯教育への理解を強調している。教育制度に関わる山積した諸課題を単に義務教育の延長といった学校教育制度の改革に止めるのではなく、生涯教育理念の制度化によって改革しようという意図が窺えよう。

憲法へ生涯教育の規定を設けるべきことについて、金委員は、次のように趣旨説明している。

「…今日、世界の教育が正規の学校教育以外の多領域で社会教育ないし生涯教育により途切れることなく補完され強化されていることは、すでに避けることができない世界的潮流であると考え。生涯教育という概念は我が国ではまだ馴染まない方もいるだろうが、これは日進月歩の学問・技術の発展趨勢にあわせ、どの国においてもすでに一定期間の学校教育だけで充実した教育を実施したとは言えなくなった実情にあわせて、第2次大戦以後、ユネスコが造り出した新しい概念である。(中略)その実質的な内容は従来でも成人教育、社会教育、職業教育、青少年教育、国民教育など各々の形態で実施されてきた学校外⁹¹の教育活動を合わせた総称である。従来、我が国では大部分の人々がまるで学校教育だけが教育の全てであるかのように錯覚して、現代社会において必修的であるこのような形態の新しい教育活動の重要性は認識され得ずにいた。しかし、このような生涯教育制度を学校教育制度とともに一国の教育制度の不可分の二つの支柱としようとする動きはすでに全世界的な潮流であり、韓国の教育学者の間においても久しく前から台頭してきたものである」⁹²

長い引用になったが、文脈からは、生涯教育が教育理念の世界的潮流となっていることを背景に、生涯教育に対する国民の意識を涵養すること、生涯教育理念に基づいた教育制度の確立などを憲法の生涯教育条項に込めようというものである。さらに続けて、「…国民の教育を受ける権利と関連して、国民の職業選択の自由権と結び付いて個人の能力差ではない学歴差による差別待遇の禁止を憲法条項にしなければならないという主張は、韓国の特殊事情を考慮した提案である。韓国社会では高学歴が殆ど唯一の社会上昇の手段となっており、誰もが家産を蕩尽してでも無理をして上級の学校へ進学を希望するという過熱状態が建国以来、数十年継続してきた。(中略)たとえ中学校課程しか出ていない低学歴者といっても職業上の高級能力さえ認定されれば、就職において大学卒業者と同等の賃金を受

けることができるという職業自由権を憲法の規定で保障して、これを実践するために諸般の社会制度を法律によって確立することができれば・・・生涯教育制度により職場にあって随時に自己の能力によって自身を向上させる教育の機会をもつようになれば、それは個人の幸福のためだけではなく国家全体の教育力を向上させることになり、限りある教育財政をより有効にして充実した教育運営に集中して投資することができると考える」¹⁰⁹

と述べている。学歴偏重主義による社会の歪みを教育制度のみでなく職業制度をも視野に入れ、それを生涯教育理念を基礎にして社会諸制度の改革を図るという一歩踏み込んだ狙いがある。

以上のことから明らかなように、憲法改正審議委員会における金委員の提案にみられる「教育を受ける権利」の論議は生涯教育への権利を制度的に保障しようとするものであり、改憲の前提作業と位置づけられた憲法研究班報告書にみられる「教育を受ける権利」の論議——学校教育における義務教育の延長の是非に限定された——とは一線を画すものである。

金委員は審議会第23回要綱作成小委員会（1980.8.1）に「生涯教育条項挿入に関する提議」を提出して具体的な条文について言及している。まず提案の骨子として、

- i) 国会改憲特委案第28条1項を、「すべての国民はその能力に応じて均等に生涯にわたり教育を受ける権利を有する」にする。
- ii) 同第5項を6項にして、「教育の基本的目的と学校教育および生涯教育に関する制度の運営とその財政、その他教員の地位に関する基本的な事項は法律で定める」とする。
- iii) 同28条5項を、「国家は資質がとくに優れている者の英才教育に関して、法律が定めるところにより特殊な教育機関を設置できるようにする」¹⁰⁷とする。

一方、文教部は審議会における生涯教育に関する論議の高まりとともに、「憲法改正に反映させなければならない生涯教育理念」¹⁰⁸と題する公式見解を出している。それは次のようである。

1. 根拠

- 1) 社会および科学技術の変化に適応することができる生涯教育体制の確立、
- 2) 学校本位の教育から社会教育を包含した生涯教育体制の普遍化

2. 必要性

- 1) 急変する産業社会に適応する制度的保障の必要
- 2) 学校教育の制限および過熱課外授業に対する補完策の必要

- 3) 経済成長および産業発展に呼応する人材需給の必要
 - 4) 青少年非行の増加と学校外青少年の善導の必要
 - 5) 婦女子および老人に対する適応教育の必要
 - 6) 国民の透徹した国民精神と国家観の確立
3. 理論的背景
- 1) 1960年代のユネスコにおいて使われ始めた理念用語
 - 2) 1970年代多くの一般教育および社会教育専門家による生涯教育理念の普遍化
4. 含蓄される内容
- 1) 学校外青少年教育 2) 成人教育（農民、労働者教育）
 - 3) 婦女子教育 4) 老人教育
 - 5) 就学前児童教育 6) 大衆教育
5. 具体的条文（第29条）

現 行	改 正
すべての国民は能力に応じて均等に教育を受ける権利を有する	すべての国民は能力と必要に応じて形式にとらわれることなく均等に教育を受ける権利を有する
教育制度はその運営に関する基本的な事項を法律で定める	教育制度は学校教育及び社会教育を包含し、その運営に関する基本的な事項を法律で定める

具体的な条文では、金委員が「生涯教育を受ける権利を有する」などと生涯教育を条文の文言に明示しているのに対して、文教部見解では「形式にとらわれることなく」「教育制度は学校教育及び社会教育を包含し・・・」という語でそれを代用しており、条文の文言から生涯教育の理念は十分に読み取れるものの、前者に比べると曖昧な表現にとどまっている。しかし、文教部の見解は審議会で生涯教育理念の「認知」と明文化を繰り返し主張してきた金委員の狙いを概ね包含しており、憲法教育条項に生涯教育の理念を全面的に反映させるのに大きな力となった。

第24回要綱作成小委員会（1980.8.22）において、憲法改正審議委員会としての最終案が確定している。その骨子は、第29条5項と6項を次のように修正するものであった。

- (a) 原案5項「教育制度とその運営、財政及び教員の地位に関する基本的な事

項を法律で定める」を「学校教育及び生涯教育を含めた教育制度の運営及び教員の地位に関する基本的な事項を法律で定める」として6項に変更する。

(b) 新しく第5項に、「国家は生涯教育を振興しなければならない」を挿入する。

(c) 提案された6項（英才教育に関する条項）は削除する⁹⁸

審議会の最終案はその具体的な検討は次節ですとしても、文教部や金委員の提案を盛り込んだものとは言い難く、両提案よりも後退したものであるという事は否めない。とりわけ「教育を受ける権利」の保障に関わって、第1項に生涯教育の理念を明文化するには至らなかったのである。

金委員はこれについて、「最終決定を出した第24回小委員会での討論は非常に緊張した雰囲気⁹⁹のなかで進化したために、最後の瞬間の妥協を通じて劇的な妥結がみられた」と述べ、条文が妥協案として提出されたものであり未だ満足のいくものでないことを吐露している。この間の詳しい経緯は分からない。しかし、審議会の最終案提出後に要綱作成小委員会のメンバーが紙上で審議過程を振り返るなかで、「…教育条項審議の時は、殆ど締め括ろうとしていた時期に金昇漢委員が生涯教育問題をまたもち出してきた。『一事不再理』の原則から再論することはできないという委員もいたが、そうではないという意見が出て、論議の末に結局は金委員の主張が貫徹された¹⁰⁰」と述べており、委員会において生涯教育の明文化をめぐる意見の相違があったこと、また一度は消えようとしていた生涯教育条項が最後の締め括りの段階で採択されたことがわかる。

以上のように6ヵ月間の過程をあとづけると、教育条項をめぐる改憲論議は当初は学校教育の範囲だけであったものが、生涯教育の文言の明文化に関して紆余曲折を経ながらも、金委員による「憲法へ生涯教育理念を反映させる」という一貫した姿勢に支えられ、明文化が実現したという経緯が明らかになる。委員会における生涯教育の明文化をめぐるどのような意見の相違があったのか。また金委員が不満足であるとするところは何なのか。次節での条文の具体的な検討のなかで明らかにされる。

2. 29条「生涯教育条項」の意義

(1) 「生涯教育条項」の意義

現行憲法までの9次に及ぶ改憲の過程において、教育条項に関しては表Iに示したような修正を経ている。第29条は第8次改憲以後、「教育を受ける権利」および教育の義務、義務教育の無償、教育の自主性・専門性と政治的中立性の保償、生涯教育の振興、教育制度などの法律主義を規定するものとなった。以下、29条

表 I 韓国憲法における教育条項の変遷

制定憲法16条 1948年 7 月	すべての国民は均等に教育を受ける権利がある。少なくとも初等教育は義務的であり無償とする。すべての教育機関は国家の監督を受け、教育制度は法律によって定める
第 7 次改憲 維新憲法27条 1972年12月	①すべての国民は能力に応じて均等に教育を受ける権利を有する ②すべての国民はその保護者は子女に少なくとも初等教育と法律が定める教育を受けさせる義務を負う ③義務教育は無償とする ④教育の自主性と政治的中立性は保障されなければならない ⑤教育制度とその運営に関する基本的な事項は法律で定める
第 8 次改憲 第 5 共和国憲 法29条 1980年12月	①すべての国民は能力に応じて均等に教育を受ける権利を有する ②すべての国民はその保護者は子女に少なくとも初等教育と法律が定める教育を受けさせる義務を負う ③義務教育は無償とする ④教育の自主性・専門性および政治的中立性は保障されなければならない ⁽²³⁾ ⑤国家は生涯教育を振興しなければならない ⑥学校教育および生涯教育をふくめた教育制度とその運営、教育財政および教員の地位に関する基本的な事項は法律で定める

教育条項のもつ意味を吟味することにより、憲法への生涯教育の規定がどのような意義をもつのか整理・検討してみよう。

1980年の第 8 次改憲で修正が加えられた部分は、一見して明らかなように生涯教育に関する第 5 項の国家の義務規定および 6 項の法律事項規定である。

生涯教育が国の最高法規である憲法に規定された意義について、まず 5、6 項をもとに検討してみよう。審議会において生涯教育の明文化を推し進めた金昇漢委員はその意義に関して、「……合わせて62字にすぎない規定ではあるけれども、それが我々の国民生活と教育制度全般に及ぼす影響は実に甚大なものがあるだろう。一見して明らかなようにこの憲法条項により、我々国民は生涯にわたり継続的に教育を受ける機会を新しい基本権のひとつとして保障されることになったのである。さらにこの憲法条項により、現行教育制度全体が未久に生涯教育の理念と原理に基づいて根本的に刷新されなければならないとなったのである」(下線引用者)と述べている。生涯教育を基本的人権の新たな権利として認知すること、生涯教育理念を教育制度の基底に据えた教育制度の根本的な見直しを迫る——という意義を見出そうとしている。

一方、「憲法研究班」第 3 分科会において「生存権的基本権」を担当した憲法学者の丘乗朔主任研究員は、「……特に国家の生涯教育義務を新設した理由は、世界

的に正規の学校教育と併行して、あるいはその前後にかけて成人教育・社会教育・職業教育など多様な形態の教育を生涯にわたり実施している趨勢に合わせ、上のような規定を設けるようになったのである。しかし、著者としてはこのような条項を憲法に規定しないで教育法⁹⁹に具体的に規定し実施しても何ら支障がないもの⁹⁸であり、その成敗はただ政策当局者の力量と誠実さにかかっているもの」(下線引用者)とし、憲法条文への生涯教育の規定に消極的であり、その意義を積極的には求めないという立場をとっている。丘委員の見解では生涯教育を実際面における学校外教育諸活動の総称としてのみ理解されており生涯わたり教育を受ける権利を保障する——という生涯教育理念の理解が充分になされているとはいえない。

このような理解が第6項「学校教育および生涯教育を包含した教育制度とその運営、……」の条文をもたらしたのである。6項の表現については改憲案が示された当初から、「生涯教育を学校教育を包含した概念としてみないで、学校教育と並列的に同等な概念としてみることは今日の生涯教育の概念でみる時に明らかに間違っているようだ。即ち生涯教育を社会教育と同じ意味で規定している⁹⁷」という指摘が繰り返されている。もし5、6項“生涯教育”という言葉がそのような意味で用いられているならば、明らかに29条の教育条項の意味は大きく変わってくる。

憲法審議委員会の金委員は6項に関して、「学校教育と生涯教育を同格の概念としていささか錯覚させる素地を残してしまった。生涯教育概念が全ての教育プログラムを総括する上位の種概念であり、その内包としての学校教育、社会教育などの類概念という事実を考慮する時、第5共和国憲法第29条の生涯教育条項に立脚した教育関係法令の再定立の作業においては特にこの概念的な区分に対する考慮が欠落してはならない⁹⁸」と、条文が生涯教育の定義の上から不完全なものであると指摘している。前節でみた通り、もとより審議会の改憲作業の過程においては文教部案や金委員の趣旨説明に明らかのように生涯教育の理念は十分に確認されていた。にも拘わらずこのような条文に落ち着いたのは、生涯教育の明文化に消極的で現行通りで可とする委員会の大勢に対する、(金委員がいうところの)“一種の妥協案”と考えられる。

前節でみたように、審議会・要綱作成小委員会などの審議過程で生涯教育の規定めぐり意見の相違が認められた。それは生涯教育の理念に基づいた新たな権利を教育条項に盛り込もうとする立場と、生涯教育の理念を積極的には認めず教育法レベルの対応で十分であるという両者の見解の相違であったことがわかる。つまり、生涯教育理念を新たな権利として評価するか否かという根本的な相違であ

る。それを検証するためには、何よりも第8次改憲の理念的な背景を探らねばならない。

(2) 基本的人権の拡大と保障

第8次改憲の重点のひとつは国民の基本的人権の拡大と保障にあったと評価される。従前の憲法（朴政権下のいわゆる維新憲法）では、『安定性』と『能率性』にその比重を置き、『民主性』を犠牲にする傾向があり、それによって制限されていた制約を、可能な限り現実的な限界線まで緩和しようとする時代的要請に従い、基本的人権の拡大と保障を強化しようとした⁹⁸といわれる。それは「国民の権利と義務」（2章）における次の点について認められる。

まず基本的の不可侵を強調したことである。「全ての国民は、人間としての尊厳と価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国家は、個人が有する不可侵の基本的人権を確認し、これを保障する義務がある」（9条）という条文を新たに設けて、国民の基本権が天賦人権的な性格をもつ自然権であることを強調している。

次にこれと関連して基本権の本質的内容の不可侵を明記したことである。憲法は新たに、「国民の全ての自由及び権利は、国家安全保障、秩序維持又は公共の福利のために必要な場合に限り、法律でもって制限することができるが、制限する場合にも、自由及び権利の本質的な内容を侵害することはできない」（35条2項）と規定している。

従来の維新憲法では、「基本権を⁹⁹実定権としてまるで憲法と法律によって付与されるもののように」規定していた。改憲による基本権不可侵の規定は各条文の個別的な留保条項を廃して自然権性を確認するという意図があった。9条「人間の尊厳と価値と幸福を追求する権利……」（幸福追求権）は、「包括的なものとして全ての基本権の根源になるものであり、ここから平等権、自由権、生存権、請求権、参政権が具体化・個別化されるものと位置づけられる¹⁰⁰」と解釈されている。

さらに、新たな基本権が多く規定されたことである。「社会福祉増進の努力義務」（32条2項）、「環境保全の国家的義務」（33条）などである。教育条項に関しても本稿の主題に関わる「生涯教育の振興義務」（29条5項）がこれにあたり、環境権などとともに生存権的基本権のひとつとして捉えられている。また、適正賃金の保障（30条1項）、軍関係の遺族および国家功労者への優先的な就労機会の提供（同5項）などを新設して社会福祉向上のための政策の方向を提示している。これらの規定は国民の基本権を伸長するとともに、それを保障する国家の義務を強化するものである。

憲法前文における、「政治・経済・社会・文化のすべての領域において各人の機会を均等にして、能力を最高度に発揮できるようにし、自由と権利によって責任

と義務を完遂するようにし、内には国民生活の均等な向上を期する……我々と我々の子孫の安全と自由と幸福を永遠に尊重すること」という宣言は、前述したような基本権の尊重と福祉の向上を憲法の基本原理のひとつとして謳っているものと理解されよう。

29条の生涯教育条項の規定は、以上のような基本的人権保障の拡大という改憲の理念を背景に、幸福追求権を基礎にした生存権のひとつとして導きだされたものであるということを確認しなければならないだろう。

“生涯教育権”が基本的人権の新たな権利として認められたことにより、第29条の各教育条項は生涯教育理念をもとに読み返されなければならない。何よりも「国民の教育を受ける権利」を規定している1項は大きな意味をもつ。「人間らしい生活をするため」(32条)の必須条件であり、「人間としての価値をもち、幸福を追求する」(9条幸福追求権)ための教育を受ける権利を保障したものである。その範囲は生涯教育の理念により学校教育だけでなく家庭教育、社会教育などを網羅した幅広い教育を意味する。また、その享有者は子どもだけでなく、大学生も市民も国民すべてに及ぶ。

まさに「憲法に生涯教育を規定した以上はその年齢・期間に制限をおく必要はない」と明快に言い切ってよいのである。ゆえに第1項は金委員が審議会で提案した、「すべての国民はその能力に応じて均等に生涯にわたり教育を受ける権利を有する」という条文と同趣旨と理解されるべきであろう。

第1項の生涯にわたる「教育を受ける権利」を具体的に実現するために、教育を受けさせる義務、義務教育の保障、教育の自主性・専門性と政治的中立性、国家の生涯教育振興の義務、教育制度および教育財政・教員の地位の法律主義など2項以下の各条項が規定されている。積年の課題である義務教育の延長も1項の理念からすれば当然果たされねばならないし、それに止まることなく生涯教育の理念から学校教育の見直しを図らねばならないだろう。国家の生涯教育振興の義務(5項)はその整備・拡充を促していることは勿論だが、学校教育を重視してきた従来の教育行財政に対して“均衡性”を求めたものとも理解される。この時期には未だ社会教育法や幼児教育振興法は制定されておらず、学校教育以外の社会教育をはじめとする教育諸活動は確固とした法的根拠をもち得ずにいた。新憲法29条の生涯教育条項に誰よりも期待をよせたのは、法制的“認知”を求める社会教育関係者であったかもしれない。また、教育制度を法律事項とする規定(6項)は生涯教育制度を確立するための法的整備を促すものであり、社会教育法・幼児教育振興法の制定(1982年)はここから導きだされたのである。

政府改憲案が示された時、生涯教育の条文は教育関係者をはじめ一般の市民に

も大きな関心と期待をもって迎えられた。中央日報は「国民基本権の確保のために国家に対して生涯教育振興を負荷したことは画期的である」⁹³との社説を掲げるとともに、「生涯教育を規定したことは全ての国民に新しい希望を与えてくれるものだ。健全な精神と健全な身体をもつ人間を育てるため……これを約束する新憲法に期待をかけたい」「教育に関心が多い我々主婦にとっては、国家が学校教育だけでなく生涯教育を振興する義務を規定した生涯教育が心に適うものと信じる……」「以前から YWCA は生涯教育の必要性を痛切に感じ、子どもから老人までの多様なプログラムを実施してきた。新憲法に生涯教育に関する規定が明示されたことは時宜適切であり嬉しい」⁹⁴などと新憲法の生涯教育条項に対する声を載せている。

また、1981年度予算審議では「教育革新の動きは第5共和国憲法上に教育関係条項が新設されたという点を整理して、……生涯教育の振興条項であるとか教育財政の確保条項であるとか、憲法において教育を重視すること」⁹⁵と生涯教育の振興が論じられ、「生涯教育体制確立のために51億600万ウォン」⁹⁶が認められている。さらに行政白書（1981年度）の「社会・国際教育」の項目には、「……このような憲法の趣旨に合わせ全ての国民に生涯を通じて必要と能力に応じて社会教育を受ける機会を付与・助長することにより各個人の継続的な成長・発展と福祉社会の建設に寄与するために社会教育法を制定施行する計画である」⁹⁷とあり、生涯教育振興の法的整備として社会教育法を制定することを明言している。

おわりに

韓国憲法29条の教育条項に関する改憲の争点は、生涯教育理念を新たな基本権として認識し憲法に明文化するか否かをめぐるものであった。新たな基本権として生涯教育の理念を第1項の「教育を受ける権利」として明文化しようという提案がなされた。しかし、改憲案は1項から3項までは従前通りで教育条項の全面的な見直しではなく、国家の生涯教育振興の義務（5項）の挿入と6項の加筆修正という形で終わった。それは生涯教育の理念を新たな権利としては積極的に認めないという一部意見との“妥協”の結果であった。6項にみられるように、生涯教育の概念からすれば条文に不備な表現を残すことになったのもそれゆえである。

しかし、生涯教育条項は基本的人権の保障と拡大という改憲の理念を背景に、生存権的基本権のひとつとして意義づけられ、生涯にわたり「教育を受ける権利」が保障されることになったのである。これを受けて国家の生涯教育振興の義務と

その法的整備の要請により社会教育法と幼児教育振興法が制定されるのである。憲法29条の検討から明らかになった生涯教育の理念が両法規にどのように反映されているのだろうか。韓国における生涯教育の法的構造を描くための今後の検討課題である。

注

(文献表題のうち、「平生教育」とあるのは「生涯教育」を意味する)

- (1) 1985年3月大統領の諮問により発足。42項の主要政策課題を審議し、1987年12月31日に最終報告書を提出している。
- (2) 教育改革審議会『最終報告書Ⅰ 10大教育改革』pp.134～144, 1987
- (3) 金昇漢「韓国憲法の平生教育條項とその意義定立」(中央教育研究院『教育』第16号, 1981所収) 尚, 金昇漢教授は現在, 韓国放送通信大学・生涯教育研究所長, 中央教育審議会・生涯教育部会長, 韓国社会教育協会会長
- (4) 憲法改正の経緯に関しては, 尹龍澤「韓国第五共和国憲法研究序説」(伊藤満編『じっくり憲法を考えよう』九月書房1980年所収)を参照。
- (5) 憲法研究班は法学者10名, 政治学者6名, 経済学者6名, 法曹関係者3名, 公務員5名の計30名で構成されており教育関係者は含まれていない。このことが研究班の報告書に見られるような狭い改憲論議に終わったとはいえないだろうか。
- (6) 法制處『憲法研究班報告書』1980
- (7) 同上書 p.163
- (8)(9) 同上書 p.164
- (10) 同上書 p.165
- (11) 大韓民国国会『国会特別委員会會議録』No.197 1980
- (12) 金昇漢, 前掲書 p.63
- (13) 同上書 pp.63～64
- (14)(15) 同上書 p.64
- (16) 同上書 pp.64～65
- (17) 同上書 pp.69～70
- (18) 同上書 p.70
- (19)(20) 同上書 p.78
- (21) 中央日報 1980年9月12日付による
- (22) 1987年12月に行われた第9次改憲による現行憲法では, 教育条項は第31条に規定されている。生涯教育条項が規定されたのは第8次改憲の29条であり, 混同をさけるために本稿では第29条とした。

- (23) 第9次改憲で4項は「教育の自主性・専門性・政治性中立性および大学の自主性は法律の定めるところにより保障される」と加筆修正された（下線部分）。
- (24) 金昇漢, 前掲書 p.62
- (25) 「教育法」は1949年12月31日法律86号として制定され、主に学校教育に関して規定している。
- (26) 丘乗朔『増補 憲法学 I 総論・人権』博英社1981 p.726
- (27) 金宗西「平生教育論の発展過程」（ソウル大学校『教育学研究』1986-1所収）p.13
- (28) 金昇漢, 前掲書 p.78
- (29) 尹龍澤, 前掲書 p.169
- (30) 金哲洙『韓国憲法史』大学出版社 1988 p.335
- (31) 同上書 p.336
- (32) 丘乗朔, 前掲書 p.721
- (33) 中央日報 1980年9月30日付による
- (34) 同 1980年9月29日付「新憲法案 国民の声を聞く」による
- (35)(36) 国家保衛立法会議（国会に相当する）『文教公報委員会会議録』第8号 1980
- (37) 大韓民国政府『行政白書』1981年度版 p.335

付記：本稿を纏めるにあたり、金昇漢教授より貴重な資料をお借りすることができ、ご指導も頂いた。また黄宗建教授（Asian-south Pacific of Adult Education, 第3地域会長）より韓国社会教育に関して、尹龍澤教授より第8次憲法改正についてご助言を頂いた。記して感謝したい。